

○国土交通省令第六号

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行に伴い、並びに同法附則第二十条第一項及び第二項、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十八条第一項、第四十九条第一項第五号及び第二項、第五十四条第四項（同法第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十七条の二、第六十三条の三第一項第三号及び第二項第三号、第七十四条の三第一項、第七十五条第一項、第八十条第一項第一号、第八十一条第一項第四号、第八十九条第一項、第九十一条第一項第五号、第九十一条の三、第九十四条第一項及び第二項、第九十四条の四第一項、第九十四条の五第一項、第一百四十四条並びに総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二条の二十第二項及び第十二項において準用する道路運送車両法第九十四条の十の規定に基づき、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	改正前
<p>目次 第一章～第六章 (略) 第七章 自動車特定整備事業 (第五十五条―第六十二条の二の二) 第七章の二～第八章 (略) 附則</p> <p>(特定整備の定義) 第三条 法第四十九条第二項の特定整備とは、第一号から第七号までのいずれかに該当するもの(以下「分解整備」という。)又は第八号若しくは第九号に該当するもの(以下「電子制御装置整備」という。)をいう。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 次に掲げるもの(以下「運行補助装置」という。)の取り外し、取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造(かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるもの限り、次号に掲げるものを除く。)</p> <p>イ 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー</p> <p>ロ イに規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機</p> <p>ハ イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス</p> <p>九 自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造</p> <p>(許可基準)</p>	<p>目次 第一章～第六章 (略) 第七章 自動車分解整備事業 (第五十五条―第六十二条の二の二) 第七章の二～第八章 (略) 附則</p> <p>(分解整備の定義) 第三条 法第四十九条第二項の分解整備とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(許可基準)</p>

第二十六条の二 地方運輸局長は、回送運行の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一・二 (略)

三 自動車の製作、陸送、販売又は特定整備を業とする者であること。

(基準適合性審査に必要な技術上の情報)

第四十五条の四 法第七十四条の三第一項の国土交通省令で定める技術

上の情報は、次の各号に掲げるものとする。

一 道路運送車両の保安基準に定めのあるものであつて自動車の故障の状態を識別するための番号、記号その他の符号

二 前号の符号を記録する装置との通信により当該符号を取得するための情報

(軽自動車検査協会の事務所の管轄区域)

第四十六条 軽自動車検査協会は、法第七十四条の三第一項の規定により軽自動車の検査事務を行うこととなつた場合においては、その事務を行う事務所ごとに管轄区域を定め、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(検査対象軽自動車の検査の申請等)

第四十七条 (略)

2 前項各号に掲げる軽自動車の検査事務に係る申請等以外の申請等は、最寄りの軽自動車検査協会の事務所に対してしなければならない。

(使用者等への周知の措置)

第五十一条 法第六十三条の三第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号及び第二号に掲げる事項を自動車の使用者及び自動

第二十六条の二 地方運輸局長は、回送運行の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一・二 (略)

三 自動車の製作、陸送、販売又は分解整備を業とする者であること。

(新設)

(軽自動車検査協会の事務所の管轄区域)

第四十六条 軽自動車検査協会は、法第七十四条の三第一項の規定により軽自動車の検査事務を行なうこととなつた場合においては、その事務を行なう事務所ごとに管轄区域を定め、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(検査対象軽自動車の検査の申請等)

第四十七条 (略)

2 前項各号に掲げる軽自動車の検査事務に係る申請等以外の申請等は、もよりの軽自動車検査協会の事務所に対してしなければならない。

(使用者等への周知の措置)

第五十一条 法第六十三条の三第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号及び第二号に掲げる事項を自動車の使用者及び自動

車特定整備事業者に周知させるための措置とする。

- 2 法第六十二条の三第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号及び第二号に掲げる事項を特定後付装置の使用者、自動車特定整備事業者及び特定後付装置の販売業者に周知させるための措置とする。

## 第七章 自動車特定整備事業

### (認証基準)

第五十七条 法第八十条第一項第一号の事業場の設備及び従業員の基準は、次のとおりとする。

- 一 事業場は、常時特定整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、かつ、次に掲げる作業場及び別表第四に掲げる規模の車両置場を有するものであること。

イ 分解整備を行う場合にあつては、別表第四に掲げる規模の屋内作業場

ロ 電子制御装置整備を行う場合にあつては、別表第四に掲げる規模の電子制御装置点検整備作業場。ただし、電子制御装置点検整備作業場は、屋内作業場（車両整備作業場及び点検作業場に限り、次号において同じ。）と兼用することができる。

- 二 屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備又は点検を実施するのに十分であること。

三 屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の床面は、平滑に舗装されていること。

四 (略)

五 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、法第五十七条の二第二項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報（第三条第九号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあつては、自動運行装置に係るものを除く。）及び運行補助装置の機能の調整（第六十二条

車分解整備事業者に周知させるための措置とする。

- 2 法第六十二条の三第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号及び第二号に掲げる事項を特定後付装置の使用者、自動車分解整備事業者及び特定後付装置の販売業者に周知させるための措置とする。

## 第七章 自動車分解整備事業

### (認証基準)

第五十七条 法第八十条第一項第一号の事業場の設備及び従業員の基準は、次のとおりとする。

- 一 事業場は、常時分解整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、且つ、別表第四に掲げる規模の屋内作業場及び車両置場を有するものであること。

(新設)

(新設)

- 二 屋内作業場のうち、車両整備作業場及び点検作業場の天井の高さは、対象とする自動車について分解整備又は点検を実施するのに十分であること。

三 屋内作業場の床面は、平滑に舗装されていること。

四 (略)

(新設)

の二の二第一項第六号において「エーミング作業」という。）に必要な機器を入手することができる体制を有すること。

六 事業場には、二人以上の特定整備に従事する従業員を有すること。

七 事業場において特定整備に従事する従業員について、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たすこと。

イ 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。） 少なくとも一人の自動車整備士技能検定期則の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあつては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。ハ前段並びに第六十二条の二の二第一項第七号イ及びハにおいて同じ。）に合格した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を四で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）以上であること。

ロ 電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。） 少なくとも一人の自動車整備士技能検定期則の規定による一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。ハ前段並びに第六十二条の二の二第一項第七号ロ及びハにおいて同じ。）に合格した者又は同規則の規定による一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者を有し、かつ、一級、二級若しくは三級の自動車整備士、自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を四で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）以上であること。

ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場 少なくとも一人

五 事業場には、二人以上の分解整備に従事する従業員を有すること。

六 事業場において分解整備に従事する従業員のうち、少なくとも一人の自動車整備士技能検定期則の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあつては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。第六十二条の二の二第一項第五号において同じ。）に合格した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を四で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）以上であること。

の一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は同規則の規定による一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を四で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）以上であること。

（変更届出事項）

第五十八条 法第八十一条第一項第四号に規定する事業場の設備は、屋内作業場若しくは電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行の長さとする。

（特定整備記録簿の記載事項）

第六十二条の二 法第九十一条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特定整備時の総走行距離
- 二 第六十二条の二の二第一項第七号に規定する整備主任者の氏名
- 三 自動車特定整備事業者の氏名又は名称及び事業場の所在地並びに認証番号

（自動車特定整備事業者の遵守事項）

第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四 （略）

五 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、法第五十七条の二第一項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。

（変更届出事項）

第五十八条 法第八十一条第一項第四号に規定する事業場の設備は、屋内作業場の面積又は間口若しくは奥行の長さとする。

（分解整備記録簿の記載事項）

第六十二条の二 法第九十一条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 分解整備時の総走行距離
- 二 第六十二条の二の二第一項第五号に規定する整備主任者の氏名
- 三 自動車分解整備事業者の氏名又は名称及び事業場の所在地並びに認証番号

（自動車分解整備事業者の遵守事項）

第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四 （略）

（新設）

五 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、法第五十七条の二第一項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。

六 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講じること。

七 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも一人に特定整備及び法第九十一条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む。）を、ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。

イ 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。） 一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ロ 電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）

一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

八 略

2 自動車特定整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車特定整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあつた日から十五日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

一 略

3 前項の届出書には、同項第三号の者が一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定（第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場にあつては、

（新設）

五 事業場ごとに、当該事業場において分解整備に従事する従業員であつて一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者のうち少なくとも一人に分解整備及び法第九十一条の分解整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む。）を、ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。

六 略

2 自動車分解整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車分解整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあつた日から十五日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

一 略

3 前項の届出書には、同項第三号の者が一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面を添付しなければならない。

一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に限る。）に合格したこと又は電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したこと（前項第三号の者が第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場の統括管理業務を行う場合に限る。）を証する書面を添付しなければならない。

別表第四（第五十七条関係）

事業の種類	特定整備の種類		屋内作業場の規模の基準				電子制御装置点検整備作業場の規模の基準（括弧内は屋内の規模の基準）		車両置場の規模の基準	
	対象とする自動車の種類	対象とする整備の種類	車両整備作業場	部品整備作業場	点検作業場	整備作業場の規模の基準	整備作業場の規模の基準	車両置場の規模の基準	車両置場の規模の基準	
普通自動車 （車同総重量が8トン以上のもの、最大の積載量が5トン以上のもの） 又は乗車定員が30人以上のものに限る。）	分解整備	原動機	間口	奥行	間口	奥行	間口	奥行	間口	奥行
			5メートル以上	13メートル以上	12平方メートル以上	5メートル以上	13メートル以上	3.5メートル以上	11メートル以上	
			トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上		
			動力伝達装置	5メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	12メートル以上	5メートル以上	11メートル以上	
			走行装置	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	
			操縦装置	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	
			機殻装置	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	
			制動装置	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	
			緩衝装置	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	
			連結装置	3.5メートル以上	12.5平方メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	12.5メートル以上	5メートル以上（ 16メートル以上）	11メートル以上（ 17メートル以上）
電子制御装置	電子制御装置	運行補助装置	電子制御装置	運行補助装置	電子制御装置	運行補助装置	電子制御装置	運行補助装置		

別表第四（第五十七条関係）

事業の種類	分解整備の種類		屋内作業場の規模の基準				車両置場の規模の基準			
	対象とする自動車の種類	対象とする整備の種類	車両整備作業場	部品整備作業場	点検作業場	整備作業場の規模の基準	車両置場の規模の基準			
普通自動車 （車同総重量が8トン以上のもの、最大の積載量が5トン以上のもの） 又は乗車定員が30人以上のものに限る。）	原動機	動力伝達装置	間口	奥行	間口	奥行	間口	奥行		
			5メートル以上	13メートル以上	12平方メートル以上	5メートル以上	13メートル以上	3.5メートル以上	11メートル以上	
			トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	
			走行装置	5メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	12メートル以上	5メートル以上	11メートル以上	
			操縦装置	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	
			機殻装置	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	
			制動装置	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	
			緩衝装置	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	
			連結装置	3.5メートル以上	12.5平方メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	12.5メートル以上	5メートル以上（ 16メートル以上）	11メートル以上（ 17メートル以上）
			電子制御装置	電子制御装置	運行補助装置	電子制御装置	運行補助装置	電子制御装置	運行補助装置	電子制御装置

普通自動車 (最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のもの) 上欄に掲げるものを除く。	分解整備	原動機	5メートル以上	10メートル以上	12平方メートル以上	5メートル以上	10メートル以上	3メートル以上	13メートル以上	3.5メートル以上	8メートル以上		
			トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	
			5メートル以上	9メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	9メートル以上	5メートル以上	9メートル以上	3.5メートル以上	9.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上
			トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上
			上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
			トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上
			トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上
			トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上
			トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上
			トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上

大型特殊自動車 (又は普通自動車) 自動車 (最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のもの) 上欄に掲げるものを除く。	原動機	5メートル以上	10メートル以上	12平方メートル以上	5メートル以上	10メートル以上	3.5メートル以上	13メートル以上	3.5メートル以上	8メートル以上	
		トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上
		5メートル以上	9メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	9メートル以上	5メートル以上	9メートル以上	3.5メートル以上	9.5メートル以上	7平方メートル以上
		トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上
		上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
		トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上
		トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上
		トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上
		トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上
		トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上



三輪の 小型自動 車		四輪の 小型自動 車								
電子制 御装置 整備	運行補助 装置	4メー トル以上	8メー トル以上	8平方メ ートル以上	4メー トル以上	8メー トル以上	2.5メー トル以上 (2.5メ ートル以 上)	6メー トル以上 (3メー ートル以 上)	3メ ートル 以上	5.5 メートル 以上
	自動運行 装置									
分解整 備	原動機	4メー トル以上	8メー トル以上	8平方メ ートル以上	4メー トル以上	8メー トル以上		3メ ートル 以上	5.5 メートル 以上	
	動力伝達 装置	4メー トル以上	6メー トル以上	5平方メ ートル以上	4メー トル以上	6メー トル以上		3メ ートル 以上	5.5 メートル 以上	
	走行装置	上	上	上	上	上		上	上	

小型自動車特定整備事業

三輪の 小型自動 車		四輪の 小型自動 車								
電子制 御装置 整備	運行補助 装置	4メー トル以上	8メー トル以上	8平方メ ートル以上	4メー トル以上	8メー トル以上	2.5メー トル以上 (2.5メ ートル以 上)	6メー トル以上 (3メー ートル以 上)	3メ ートル 以上	5.5 メートル 以上
	自動運行 装置									
分解整 備	原動機	4メー トル以上	8メー トル以上	8平方メ ートル以上	4メー トル以上	8メー トル以上		3メ ートル 以上	5.5 メートル 以上	
	動力伝達 装置	4メー トル以上	6メー トル以上	5平方メ ートル以上	4メー トル以上	6メー トル以上		3メ ートル 以上	5.5 メートル 以上	
	走行装置	上	上	上	上	上		上	上	

小型自動車分経整備事業

二輪の 小型自動 車	分解整 備	電子制 御装置 整備		運行補助 装置	2.5メー トル以上 (2.5メ ートル以 上) L)	6メー トル以上 ( 3メー トル以 上)	2メ ートル 以上	2.5 メー トル 以上	
		自動運行 装置	自動運行 装置						
二輪の 小型自動 車	分解整 備	機殻設置							
		制動装置							
		緩衝装置							
		連結装置	2.8メ ートル 以上	6.5メ ートル 以上	5平方メ ートル以 上	2.8メ ートル 以上	6.5メ ートル 以上		
		原動機	3メー トル以 上	3.5メ ートル 以上	4平方メ ートル以 上	3メー トル以 上	3.5メ ートル 以上	2メ ートル 以上	2.5 メー トル 以上
		動力伝達 装置							
		走行装置							
		操縦装置							
		制動装置							
		緩衝装置							
連結装置									
電子制 御装置 整備	自動運行 装置								
自動運行 装置									
原動機	3.5メ ートル 以上	5メー トル以 上	6.5平方 メートル 以上	3.5メ ートル 以上	5メー トル以 上	2.5 メー トル 以上	3.5 メー トル 以上		
動力伝達 装置	3.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	4.5平方 メートル 以上	3.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上				
走行装置									
操縦装置									
制動装置									
緩衝装置									
連結装置	2.5メ ートル 以上	4.7メ ートル 以上	4.5平方 メートル 以上	2.5メ ートル 以上	4.7メ ートル 以上				

二輪の 小型自動 車	原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	機殻設置	制動装置	緩衝装置	連結装置
3メー トル 以上	3.5メー トル 以上	4平方メ ートル 以上	3メー トル 以上	3.5メー トル 以上	2.8メー トル 以上	6.5メー トル 以上	5平方メ ートル 以上	2.8メー トル 以上	6.5メー トル 以上	2.5メ ートル 以上	4.7メ ートル 以上
3.5メ ートル 以上	5メー トル 以上	6.5平方 メートル 以上	3.5メ ートル 以上	5メー トル 以上	2.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	4.5平方 メートル 以上	3.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	2.5メ ートル 以上	4.7メ ートル 以上
3.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	4.5平方 メートル 以上	3.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	2.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	4.5平方 メートル 以上	3.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	2.5メ ートル 以上	4.7メ ートル 以上
3.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	4.5平方 メートル 以上	3.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	2.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	4.5平方 メートル 以上	3.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	2.5メ ートル 以上	4.7メ ートル 以上
3.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	4.5平方 メートル 以上	3.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	2.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	4.5平方 メートル 以上	3.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	2.5メ ートル 以上	4.7メ ートル 以上
3.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	4.5平方 メートル 以上	3.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	2.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	4.5平方 メートル 以上	3.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	2.5メ ートル 以上	4.7メ ートル 以上
3.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	4.5平方 メートル 以上	3.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	2.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	4.5平方 メートル 以上	3.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	2.5メ ートル 以上	4.7メ ートル 以上
3.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	4.5平方 メートル 以上	3.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	2.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	4.5平方 メートル 以上	3.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	2.5メ ートル 以上	4.7メ ートル 以上
3.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	4.5平方 メートル 以上	3.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	2.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	4.5平方 メートル 以上	3.5メ ートル 以上	4.4メ ートル 以上	2.5メ ートル 以上	4.7メ ートル 以上

特定整備事業	電子制御装置	以上	以上	以上	以上	2メートル以上	5.5メートル以上
	運行補助装置	以上	以上	以上	以上	2メートル以上	4メートル以上
	自動運行装置					2メートル以上	4メートル以上

備考

二以上の種類の特定整備を行う事業場の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の規模は、該当する特定整備の種類ごとに定められている基準のすべてに適合するものでなければならない。

別表第五 (第五十七条関係)

対象とする整備の種類 対象とする装置の種類	分解整備						電子制御装置整備		小型自動車分解整備 並に対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。
	原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝連結装置	運行補助装置	自動運行装置	
作業機械等									
(1) フレス	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) エア・コンプレッサ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業機	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) チェーン・フロッグ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
機	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) ジヤッキ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
機	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) バイパス	○	○	○	○	○	○	○	○	○
機	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6) 充電器	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業計器	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(1) ノギス	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) トルク・レンチ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 水準器	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(1) サーキット・テスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 比重計	○	○	○	○	○	○	○	○	○

分解整備事業									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考

二以上の種類の分解整備を行う事業場の屋内作業場及び車両置場の規模は、該当する分解整備の種類ごとに定められている基準のすべてに適合するものでなければならない。

別表第五 (第五十七条関係)

対象とする整備の種類 対象とする装置の種類	原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝連結装置	小型自動車分解整備 並に対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。
	作業機械等						
(1) フレス	○	○	○	○	○	○	○
(2) エア・コンプレッサ	○	○	○	○	○	○	○
作業機	○	○	○	○	○	○	○
(3) チェーン・フロッグ	○	○	○	○	○	○	○
機	○	○	○	○	○	○	○
(4) ジヤッキ	○	○	○	○	○	○	○
機	○	○	○	○	○	○	○
(5) バイパス	○	○	○	○	○	○	○
機	○	○	○	○	○	○	○
(6) 充電器	○	○	○	○	○	○	○
作業計器	○	○	○	○	○	○	○
(1) ノギス	○	○	○	○	○	○	○
(2) トルク・レンチ	○	○	○	○	○	○	○
(3) 水準器	○	○	○	○	○	○	○
(1) サーキット・テスト	○	○	○	○	○	○	○
(2) 比重計	○	○	○	○	○	○	○

③	コシブレットン・ヨン・ゲージ	<input type="checkbox"/>	車がカタピラを有する大型特殊自動車であるものにあつては、第9号から第12号までに掲げるものを除く。							
④	ハンダノ・バキエム・ボンフ	<input type="checkbox"/>	2 小型自動車分整備							
⑤	エンジン・タコ・チヌタ	<input type="checkbox"/>	車三輪の小型自動車							
⑥	タイミンク・ライト	<input type="checkbox"/>	車三輪の小型自動車及び二輪の小型自動車であるもの並びに三輪の小型自動車であるものにあつては、第9号から第11号までに掲げるものを、二輪の小型自動車であるものにあつては、第9号から第11号まで及び第13号に掲げるものを除く。							
⑦	シツクネス・ゲージ	<input type="checkbox"/>	3 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあつては、第6号、第14及び第15号に掲げるものを、内燃機関の点検を行わない事業場にあつては、第3号、第6号、第14号及び第15号に掲げるものを除く							
⑧	ダイヤル・ゲージ	<input type="checkbox"/>								
⑨	トーイン・ゲージ	<input type="checkbox"/>								
⑩	キャンバ・キヤスタ・ゲージ	<input type="checkbox"/>								
⑪	ケニンク・ラジス・ゲージ	<input type="checkbox"/>								
⑫	タイヤ・ゲージ	<input type="checkbox"/>								
⑬	検査装置	<input type="checkbox"/>								
⑭	一酸化炭素測定器	<input type="checkbox"/>								
⑮	炭化水素測定器	<input type="checkbox"/>								
⑯	整備用スキャンナール	<input type="checkbox"/>								



の場合において、対象とする自動車の種類は、次の区分により表示すること。

普通自動車 (大型) (普通自動車のうち車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員30人以上のものを対象とする場合に限る。)

普通自動車 (中型) (普通自動車のうち最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものであって、普通自動車 (大型) 以外のものを対象とする場合に限る。)

普通自動車 (小型) (普通自動車のうち貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、靈きゅう自動車その他種類の用途に供するものであって、普通自動車 (大型) 及び普通自動車 (中型) 以外のものを対象とする場合に限る。)

普通自動車 (乗用) (普通自動車のうち普通自動車 (大型) 及び普通自動車 (中型) 及び普通自動車 (小型) 以外のものを対象とする場合に限る。)

小型四輪自動車  
小型三輪自動車  
小型二輪自動車  
軽自動車  
大型特殊自動車

- (2) 自動車特定整備事業の種類が二種類以上にわたるものにあつては、普通自動車特定整備事業のように表示すること。この場合において、「小型」及び「小型」の文字は、図示の寸法にかかわらず、縦25ミリメートルとする。

の場合において、対象とする自動車の種類は、次の区分により表示すること。

普通自動車 (大型) (普通自動車のうち車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員30人以上のものを対象とする場合に限る。)

普通自動車 (中型) (普通自動車のうち最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものであって、普通自動車 (大型) 以外のものを対象とする場合に限る。)

普通自動車 (小型) (普通自動車のうち貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、靈きゅう自動車その他種類の用途に供するものであって、普通自動車 (大型) 及び普通自動車 (中型) 以外のものを対象とする場合に限る。)

普通自動車 (乗用) (普通自動車のうち普通自動車 (大型) 及び普通自動車 (中型) 及び普通自動車 (小型) 以外のものを対象とする場合に限る。)

小型四輪自動車  
小型三輪自動車  
小型二輪自動車  
軽自動車  
大型特殊自動車

- (2) 自動車分解整備事業の種類が二種類以上にわたるものにあつては、普通自動車分解整備事業のように表示すること。この場合において、「普通」及び「小型」の文字は、図示の寸法にかかわらず、縦25ミリメートルとする。

<p>(3) <u>対象とする整備の種類又は装置を限定する場合は、図示の例により、その旨を表示すること。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>標識の塗色は、第三条第一号から第七号までに掲げる分解整備の全部及び電子制御装置整備を行う事業場のものにあつては若草色地に黒文字、それ以外のものにあつては橙黄色地に黒文字とし、標章は赤色とすること。</u></p> <p>第二十二号様式 (証票) (第六十五条関係) (裏)</p> <p>(道路運送車両法抜粋)</p> <p>第100条 当該行政庁は、第75条の6第1項に定めるもののほか、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>自動車特定整備事業者</u> (12)～(16) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第110条 (略)</p>	<p>(3) <u>対象とする装置を限定する場合は、図示の例により、その旨を表示すること。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>標識の塗色は、橙黄色地に黒文字とし、標章は赤色とすること。</u></p> <p>第二十二号様式 (証票) (第六十五条関係) (裏)</p> <p>(道路運送車両法抜粋)</p> <p>第100条 当該行政庁は、第75条の6第1項に定めるもののほか、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>自動車分解整備事業者</u> (12)～(16) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第110条 (略)</p>
--	--

(自動車点検基準の一部改正)

第二条 自動車点検基準(昭和二十六年運輸省令第七十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。

）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	改正前
<p>(定期点検基準)</p> <p>第二条 法第四十八条第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車(二輪自動車を除く。別表第五)</p> <p>四 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車(二輪自動車に限る。別表第五の二)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>(点検整備記録簿の記載事項等)</p> <p>第四条 法第四十九条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 点検又は特定整備時の総走行距離</p> <p>三 (略)</p> <p>2 点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から、第二条第一号から第四号までに掲げる自動車にあつては一年間、同条第五号及び第六号に掲げる自動車にあつては二年間とする。</p> <p>(点検等の勧告に係る基準)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 法第五十四条第四項の国土交通省令で定める点検(法第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。)は、次の各号に掲げる自動</p>	<p>(定期点検基準)</p> <p>第二条 法第四十八条第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車 別表第五</p> <p>(新設)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>(点検整備記録簿の記載事項等)</p> <p>第四条 法第四十九条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 点検又は分解整備時の総走行距離</p> <p>三 (略)</p> <p>2 点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から、第二条第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては一年間、同条第四号及び第五号に掲げる自動車にあつては二年間とする。</p> <p>(点検等の勧告に係る基準)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 法第五十四条第四項の国土交通省令で定める点検(法第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。)は、次の各号に掲げる自動</p>

車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車(二輪自動車を除く。)

別表第五に定める十二月ごとに行う点検

四 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車(二輪自動車に限る。)

別表第五の二に定める十二月ごとに行う点検

五 (略)

六 (略)

(自動車の点検及び整備に関する情報)

第七条 法第五十七条の二第一項の規定による自動車の型式に固有の技術上の情報の提供は、次に定めるところにより行うものとする。

一 当該自動車の販売を開始した日から六月以内に行うこと。

二 自動車特定整備事業者又は使用者が容易に入手できる方法により行うこと。ただし、少数生産車であること等により当該提供を受ける者が限定される場合又は次項(第二号に係る部分に限る。)の規定により情報を提供する場合にあつては、この限りでない。

三 自動車特定整備事業者又は使用者が第三項第三号に規定する作業機械(自動車製作者等が自ら製作、販売、授与又は貸与するものに限る。)の情報をを用いて点検及び整備をすることができるよう、当該作業機械を提供すること。

四 提供した情報を変更したときは、これを周知させるための措置を講ずること。

2 前項の規定による提供は、次のとおりとすることができる。

一 有償(合理的かつ妥当な金額であつて、不当に差別的でないものに限る。)とすること。

二 自動運行装置その他点検及び整備のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用する装置に係る情報を提供する場合にあつては、当該情報の提供を受ける者を、当該情報に基づく点検及び整備を適確に実施するに足りる能力及び体制を有することが確認された

車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車 別表第五に定める十二月ごとに行う点検

(新設)

四 (略)

五 (略)

(自動車の点検及び整備に関する情報)

第七条 法第五十七条の二の国土交通省令で定める技術上の情報は、点検(法第四十七条の二及び第四十八条の規定によるものを除く。)の箇所、時期及び実施の方法並びに当該点検の結果必要となる整備の実施の方法とする。

者に限ること。

三 当該自動車の流通の状況からみて当該提供を受ける者が著しく少数となつた場合においては、当該提供を終了すること。

3 法第五十七条の二第一項の国土交通省令で定める技術上の情報は、次に掲げるものとする。ただし、自動車の点検及び整備の目的以外の目的で使用されることにより、当該自動車について保安上及び公害防止上支障があるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。

- 一 自動車の故障の状態を識別するための番号、記号その他の符号
- 二 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第四十五条の四第二号に規定する装置の構造及び作動条件に関する情報

三 法第四十九条第二項に規定する特定整備に必要な自動車の構造及び装置に関する情報、点検及び整備の実施の方法に関する情報並びに作業機械の情報

四 前三号に掲げるもののほか、自動車の点検及び整備の適切な実施のために必要なものとして国土交通大臣が定める情報

**第八条** 法第五十七条の二第二項の国土交通省令で定める技術上の情報は、点検（法第四十七条の二及び第四十八条の規定によるものを除く。）の箇所、時期及び実施の方法並びに当該点検の結果必要となる整備の実施の方法とする。

別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検時期	3 月ごと	12 月ごと
点検箇所	(略)	(3月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
(略)	(略)	(略)
警告器、窓拭き器、洗浄液噴射装置、デ		作用

（新設）

別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検時期	3 月ごと	12 月ごと
点検箇所	(略)	(3月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
(略)	(略)	(略)
警告器、窓拭き器、洗浄液噴射装置、デ		作用

フロントスタ及び施錠装置	(略)	(略)
その他	シヤン各部の給油脂状態	(※5) (※6) 車載式故障診断装置の診断の結果

(注) ①～④ (略)

⑤ (※5) 印の点検は、大型特殊自動車を除く。

⑥ (※6) 印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。） 、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第74号）に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。） の点検をもって代えることができる。

別表第5（自家用貨物自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検時期	6 月 ごと	12 月 ごと
点検箇所	(略)	(6月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
(略)	(略)	(略)
警告器、窓拭き器、洗淨液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置		作用
(略)	(略)	(略)
その他	シヤン各部の給油脂状態	(※6) (※7) 車載式故

フロントスタ及び施錠装置	(略)	(略)
その他	シヤン各部の給油脂状態	

(注) ①～④ (略)

(新設)

(新設)

別表第5（自家用貨物自動車等の定期点検基準）（第二条関係）

点検時期	6 月 ごと	12 月 ごと
点検箇所	(略)	(6月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
(略)	(略)	(略)
警告器、窓拭き器、洗淨液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置		作用
(略)	(略)	(略)
その他	シヤン各部の給油脂状態	

故障診断装置 の診断の結果	
------------------	--

(注) ①～⑤ (略)

⑥ ※6) 印の点検は、大型特殊自動車を除く。  
 ⑦ ※7) 印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。） 、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。） の点検をもって代えることができる。

別表第5の2（有償で貸し渡し家用二輪自動車等の定期点検基準）（  
 第二条、第五条関係）

点検時期	6 月 ごと		12 月 ごと （6 月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
	操作具合		
点検箇所	ハンドバル		
	フロント・フ ォーク	ステアリング・ステムの軸 受部のがた	1 損傷 2 ステアリング・ステムの 取付状態
か じ 取 り 装 置			
	ブレーキ・ペ ダル及びブレ ーキ・レバー	1 遊ぶ 2 ブレーキの効き具合	
制 動 装 置	ロットド及びク ーダル類	緩み、がた及び損傷	

故障診断装置 の診断の結果	
------------------	--

(注) ①～⑤ (略)

(新設)  
 (新設)

(新設)

	ホース及びパ イプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	ワスタ・シリ ンダ、ホイ ール・シリ ンダ及び ディスク ・キャリ パ	液漏れ	機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・ド ラム及び ブレーキ ・シュー	(※1) 1 ドラムとライ ニングとの すき間 (※1) 2 シューの摺動部 分及びライ ニングの 摩 耗	ドラムの摩耗及び損傷
	ブレーキ・デ ィスク及び パ ッド	(※1) 1 ディスクとパ ッドとの すき間 (※1) 2 パッドの 摩 耗	ディスクの摩耗及び損傷
走 行 装 置	ホイール	(※1) 1 タイヤの状態 2 ホイール・ナ ット及び ホイール ・ボルト の緩み (※1) 3 フロント ・ホイ ール・ベ アリング の た た り (※1) 4 リヤ ・ホイ ール・ ベアリン グの た た り	
緩 衝 装 置	サスペン ション・ アーム シヨック ・ア ブソーバ		連結部 のた た り 及び ア ー ム の 損 傷
動 力	クラッチ トランス ミツ	クラッチ・ レバ ーの 遊 び (※1) 油 漏れ 及び 油 量	作用

伝達装置	シヨソ		継手部のがた
	プロペラ・シヤフト及びトライブ・シヤフト		
電気装置	チェーン及びスプロケット	1 チェーンの緩み 2 スプロケットの取付状態及び摩耗	
	ドライブ・ベルト	(※1) 摩耗及び損傷	
原動機	点火装置	(※1) (※2) 1 点火プラグの状態 2 点火時期	
	電氣配線	ターミナル部の接続状態	接続部の緩み及び損傷
ばい煙	本体	(※1) 1 エア・クリーナ・エレメントの状態 2 低速及び加速の状態 3 排気の状態	
	潤滑装置	油漏れ	
	燃料装置	1 燃料漏れ 2 リンク機構の状態 3 スロットル・バルブ及びチヨーク・バルブの作動状態	
	冷却装置	水漏れ	
ばい煙	フローバイ・ガス還元装置		配管の損傷
煙	燃料蒸発ガス		1 配管等の損傷

、 悪臭の あるガ ス、有 害なガ ス等の 発散防 止装 置	排出抑制装置		2 チヤコール・キヤニスタ の詰まり及び損傷 3 チェック・バルブの機能
	一酸化炭素等 発散防止装置		1 二次空気供給装置の機能 2 配管の損傷及び取付状態
エグゾースト・パイ プ及びマフ ラ	取付けの緩み及び損傷	マフラの機能	
フレーム	緩み及び損傷		
その他	シヤシ各部の給油脂状態		

(注) ① (※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が6月当たり1千5百キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされている時期に当該点検を行わなかった場合を

- 除き、行わないことができる。
- ② (※2) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

別表第6 (自家用乗用自動車等の定期点検基準) (第二条、第五条関係)

点検時期	1年ごと	2年ごと (1年ごとの点検に次の点検を加えたもの)
点検箇所		
(略)	(略)	(略)
車体及び車枠	(略)	緩み及び損傷
その他	(※3) 車載式故障診断装置の診断の結果	

(注) ①～③ (略)

- ④ (※3) 印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。)、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。)の点検をもって代えることができる。

別表第7 (二輪自動車の定期点検基準) (第二条、第五条関係)

点検時期	1年ごと	2年ごと (1年ごとの点検に次の点検を加えたもの)
点検箇所		
(略)	(略)	(略)
ばね	フローバイ・	(略)

別表第6 (自家用乗用自動車等の定期点検基準) (第二条関係)

点検時期	1年ごと	2年ごと (1年ごとの点検に次の点検を加えたもの)
点検箇所		
(略)	(略)	(略)
車体及び車枠	(略)	緩み及び損傷

(注) ①～③ (略)  
(新設)

別表第7 (二輪自動車の定期点検基準) (第二条関係)

点検時期	1年ごと	2年ごと (1年ごとの点検に次の点検を加えたもの)
点検箇所		
(略)	(略)	(略)
ばね	フローバイ・ガ	(略)

い 煙、 悪臭の あるガ ス、有 害なガ ス等の 発散防 止装置	ガス還元装置		(略)
	燃料蒸発ガス 排出抑制装置 一酸化炭素等 発散防止装置		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(注) ①～③ (略)			

い 煙、 悪臭の あるガ ス、有 害なガ ス等の 発散防 止装置	ガス還元装置		(略)
	燃料蒸発ガス排 出抑制装置 一酸化炭素等発 散防止装置		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(注) ①～③ (略)			

(優良自動車整備事業者認定規則の一部改正)

第三条 優良自動車整備事業者認定規則(昭和二十六年運輸省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	改正前
<p>(認定の種類)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 特殊整備工場の認定は、別表に定める作業区分ごとに行う。</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 自動車特定整備事業の認証を受けている者にあつては、認証を受けた自動車特定整備事業の種類及び認証番号並びに法第七十八条第二項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けている場合にあつてはその内容を記載した書面</p> <p>(一種整備工場に係る基準)</p> <p>第五条 一種整備工場に係る国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第四十八条第一項の点検に附随して行われる全ての整備作業が実施できること。ただし、次に掲げる作業(道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第三条に規定する電子制御装置整備に該当するものを除く。)は、他に委託してもよい。</p> <p>イ 五 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 機械、建家、敷地その他整備に必要な施設を備え、かつ、これらが合理的に配置されていること。</p> <p>四 七 (略)</p> <p>八 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていること。</p>	<p>(認定の種類)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 特殊整備工場の認定は、別表に定める作業区分ごとに行なう。</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 自動車分解整備事業の認証を受けている者にあつては、認証を受けた自動車分解整備事業の種類及び認証番号並びに法第七十八条第二項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けている場合にあつてはその内容を記載した書面</p> <p>(一種整備工場に係る基準)</p> <p>第五条 一種整備工場に係る国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第四十八条第一項の点検に附随して行なわれるすべての整備作業が実施できること。ただし、次に掲げる作業は、他に委託してもよい。</p> <p>イ 五 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 機械、建家、敷地その他整備に必要な施設を備え、且つ、これらが合理的に配置されていること。</p> <p>四 七 (略)</p> <p>八 事業の基礎が強固であり、且つ、健全な経営を行っていること。</p>

(二種整備工場に係る基準)

第六条 二種整備工場に係る国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第四十八条第一項の点検に附随して行われる整備作業（原動機を解体して行う整備作業を除く。）が実施できること。ただし、次に掲げる作業（道路運送車両法施行規則第三条に規定する電子制御装置整備に該当するものを除く。）は、他に委託してもよい。

イ〜リ (略)

二 (略)

(特殊整備工場に係る基準)

第七条 特殊整備工場に係る国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 別表に定める作業区分に従い、当該作業区分に係る同表作業内容の欄に定める作業の全てが実施できること。

二 (略)

第二号様式（第八条関係）

(略)

備考 1～3 (略)

4 標識の塗色は、地色を黒色とし、文字及び標章を白色とすること（一種整備工場及び二種整備工場に限る。）。

(二種整備工場に係る基準)

第六条 二種整備工場に係る国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第四十八条第一項の点検に附随して行なわれる整備作業（原動機を解体して行なう整備作業を除く。）が実施できること。ただし、次に掲げる作業は、他に委託してもよい。

イ〜リ (略)

二 (略)

(特殊整備工場に係る基準)

第七条 特殊整備工場に係る国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 別表に定める作業区分に従い、当該作業区分に係る同表作業内容の欄に定める作業のすべてが実施できること。

二 (略)

第二号様式（第八条関係）

(略)

備考 1～3 (略)

(新設)

(自動車型式指定規則の一部改正)

第四条 自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

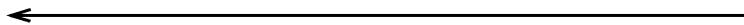


改正後	<p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しにあつては、第四号から第九号までを除く。)を添付しなければならぬ。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 点検整備方式(自動車点検基準(昭和二十六年運輸省令第七十号)第七条第三項及び第八条の技術上の情報を含む。第五条の二において同じ。)を記載した書面</p> <p>八 (略)</p> <p>九 次に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあつては、当該処分に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面</p> <p>イ 一六 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
改正前	<p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しにあつては、第四号から第九号までを除く。)を添付しなければならぬ。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 点検整備方式(自動車点検基準(昭和二十六年運輸省令第七十号)第七条の技術上の情報を含む。第五条の二において同じ。)を記載した書面</p> <p>八 (略)</p> <p>九 次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあつては、当該処分に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面</p> <p>イ 一六 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

(自動車事故報告規則の一部改正)

第五条 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第四百四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	<p>(事故警報)</p> <p>第五条 国土交通大臣又は地方運輸局長は、報告書又は速報に基づき必要があるとき、事故防止対策を定め、自動車使用者、自動車特定整備事業者その他の関係者にこれを周知させなければならない。</p>
改正前	<p>(事故警報)</p> <p>第五条 国土交通大臣又は地方運輸局長は、報告書又は速報に基づき必要があるとき、事故防止対策を定め、自動車使用者、自動車分解整備事業者その他の関係者にこれを周知させなければならない。</p>



(自動車運送事業等監査規則の一部改正)

第六条 自動車運送事業等監査規則(昭和三十年運輸省令第七十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。





改正後	<p>(監査計画)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 地方運輸局長は、前項の自動車運送事業以外の自動車運送事業、自動車特定整備事業及び優良自動車整備事業に関する監査計画を定めなければならない。</p> <p>3 5 (略)</p>
改正前	<p>(監査計画)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 地方運輸局長は、前項の自動車運送事業以外の自動車運送事業、自動車分解整備事業及び優良自動車整備事業に関する監査計画を定めなければならない。</p> <p>3 5 (略)</p>

（指定自動車整備事業規則の一部改正）

第七条 指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(指定の申請)</p> <p>第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第九十四条の二の指定の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 認証を受けた自動車特定整備事業の種類及び認証番号並びに法第七十八条第二項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けている者にあつては、その内容</p> <p>五・六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(自動車検査員の要件)</p> <p>第四条 法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号の整備主任者（同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車シヤシ整備士の技能検定のみ合格した者を除く。）として一年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上）の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの</p> <p>二～四 (略)</p> <p>(点検の基準)</p> <p>第六条 法第九十四条の五第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるものとする。</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第九十四条の二の指定の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 認証を受けた自動車分解整備事業の種類及び認証番号並びに法第七十八条第二項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けている者にあつては、その内容</p> <p>五・六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(自動車検査員の要件)</p> <p>第四条 法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第五号の整備主任者（二級自動車シヤシ整備士の技能検定のみ合格した者を除く。）として一年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上）の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの</p> <p>二～四 (略)</p> <p>(点検の基準)</p> <p>第六条 法第九十四条の五第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるものとする。</p>

一 (略)

二 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。

）にあつては、次に掲げる点検

イ〜ハ (略)

三 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。

）にあつては、次に掲げる点検

イ 自動車点検基準別表第五の二に定めるすべての点検

ロ 主として砂利道等舗装されていない道路において運行する等使

用の状況が特殊であるため、イに掲げる点検のみによつては当該

自動車保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれ

がないかどうかを判断することができない場合においては、別表

第六に掲げる点検のうち、その判断のために必要な点検

ハ 無段変速装置、電気装置の断続器等特殊な構造及び装置を有す

るため、イに掲げる点検のみによつては当該自動車が保安基準に

適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどうかを判

断することができない場合においては、当該特殊な構造及び装置

に関してその判断のために必要な点検

2

四・五 (略)

(略)

一 (略)

二 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車にあつては、次に掲げる

点検

イ〜ハ (略)

(新設)

2

三・四 (略)

(略)

(略)

(総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正)

第八条 総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令(平成二十六年国土交通省令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	改正前
<p>(指定点検整備事業の指定の申請)</p> <p>第五条 法第二十二條の二第十項の指定の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。</p> <p>一 〽三 (略)</p> <p>四 道路運送車両法第七十八條第一項の規定による認証を受けた自動車特定整備事業の種類及び認証番号並びに同法第七十八條第二項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けている者にあつては、その内容</p> <p>五 〽七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定点検整備事業に係る基準)</p> <p>第六條 法第二十二條の二第十項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第二十二條の二第十一項の点検に付随して行われる整備作業(原動機を解体して行う整備作業を除く。)が実施できること。ただし、次に掲げる作業(道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第三條に規定する電子制御装置整備に該当するものを除く。)は、他に委託してもよい。</p> <p>イ 〽リ (略)</p> <p>二 〽六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(点検の基準)</p> <p>第七條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 〽二 (略)</p>	<p>(指定点検整備事業の指定の申請)</p> <p>第五条 法第二十二條の二第十項の指定の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。</p> <p>一 〽三 (略)</p> <p>四 道路運送車両法第七十八條第一項の規定による認証を受けた自動車分解整備事業の種類及び認証番号並びに同法第七十八條第二項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けている者にあつては、その内容</p> <p>五 〽七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定点検整備事業に係る基準)</p> <p>第六條 法第二十二條の二第十項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第二十二條の二第十一項の点検に付随して行われる整備作業(原動機を解体して行う整備作業を除く。)が実施できること。ただし、次に掲げる作業は、他に委託してもよい。</p> <p>イ 〽リ (略)</p> <p>二 〽六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(点検の基準)</p> <p>第七條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 〽二 (略)</p>

三 前号の自動車点検用機械器具は、道路運送車両法施行規則第五十七條第四号の国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。

3 (略)

(自動車点検員)

第十四條 指定点検整備事業者は、事業場ごとに、次の各号のいずれかに該当する一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、自動車点検員を選任し、その者に第七條第一項第四号の点検を行わせなければならぬ。

一 道路運送車両法施行規則第六十二條の二の二第一項第七号の整備主任者(同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車シヤシ整備士の技能検定のみ合格した者を除く。)として一年以上(一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務を行つて来た者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習のうち点検に係るものを修了したもの

二 四 (略)

2 5 (略)

三 前号の自動車点検用機械器具は、道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第五十七條第四号の国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。

3 (略)

(自動車点検員)

第十四條 指定点検整備事業者は、事業場ごとに、次の各号のいずれかに該当する一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、自動車点検員を選任し、その者に第七條第一項第四号の点検を行わせなければならぬ。

一 道路運送車両法施行規則第六十二條の二の二第一項第五号の整備主任者(二級自動車シヤシ整備士の技能検定のみ合格した者を除く。)として一年以上(一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務を行つて来た者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習のうち点検に係るものを修了したもの

二 四 (略)

2 5 (略)

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中自動車点検基準第二条、第四条第二項及び第五条第二項の改正規定並びに別表第五次に一表を加える改正規定並びに第七条中指定自動車整備事業規則第六条第一項の改正規定 令和二年十月一日

二 第二条中自動車点検基準別表第三、別表第五及び別表第六の改正規定、第三条中優良自動車整備事業者認定規則第五条、第六条及び第二号様式の改正規定並びに第八条中総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第六条の改正規定 令和三年十月一日

### （経過措置）

第二条 施行日において現に改正法による改正前の道路運送車両法の規定による認証を受けて自動車分解整備事業を営んでいる者及び同法の規定により自動車分解整備事業の認証を申請している者に係る同法第七十八条第二項の規定により限定された対象とする自動車の種類その他業務の範囲、同条第三項の規定により附された条件及び同法第八十九条第一項の規定により掲げる標識について

は、第一条の規定による改正後の道路運送車両法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十条様式の規定にかかわらず、施行日以後初めて改正法による改正後の道路運送車両法第八十一条第一項の規定による届出（同項第二号に係るものを除く。）をするまでの間は、なお従前の例による。

第三条 改正法附則第二条第二項前段の国土交通省令で定める整備又は改造は、新施行規則第三条に規定する分解整備とする。

第四条 改正法附則第二条第二項の規定により自動車特定整備事業に相当する事業を営んでいる者が、施行日から起算して四年を経過する日までの間に引き続き営むことができる当該事業の範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 新施行規則第三条第八号に規定する機能の調整を行う自動車の整備若しくは改造又はこれに相当する事業を営んでいる者 当該機能の調整を行う自動車の整備又は改造
- 二 新施行規則第三条第八号イに規定するセンサーの取り外し若しくは取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備若しくは改造又はこれに相当する事業を営んでいる者 当該センサーの取り外し又は取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備又は改造
- 三 新施行規則第三条第八号ロに規定する電子計算機の取り外し若しくは取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備若しくは改造又はこれに相当する事業を営んでいる者 当該電子計算機の取り外し又は取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備又は改造

四 新施行規則第三条第八号ハに規定する自動車の車体前部の取り外し若しくは取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備若しくは改造又はこれに相当する事業を經營している者 当該車体前部の取り外し又は取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備又は改造

五 新施行規則第三条第八号ハに規定する自動車の窓ガラスの取り外し若しくは取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備若しくは改造又はこれに相当する事業を經營している者 当該窓ガラスの取り外し又は取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備又は改造

第五条 施行日において現に第一条の規定による改正前の道路運送車両法施行規則（以下この項及び次条において「旧施行規則」という。）第六十二条の二の二第一項第五号に規定する整備主任者である者並びに道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第六十八号）附則第二条第四項及び道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成十年運輸省令第六十七号）附則第二項の規定により旧施行規則第六十二条の二の二第一項第五号に規定する整備主任者とみなされている者（次項において「旧整備主任者」という。）は、施行日以後引き続き当該事業場の従業員である間は、新施行規則第六十二条の二の二第一項第七号（同号イに掲げる事業場の区分に限る。）に規定する整備主任者とみなす。

2 前項の規定により整備主任者とみなされている者（旧整備主任者に限る。）に対する新施行規則第六十二条の二の二第一項第七号の適用については、同号ハ中「一級二輪自動車整備士若しくは二

級の自動車整備士の技能検定に合格した者」とあるのは、「道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第六十八号）附則第二条第四項及び道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成十年運輸省令第六十七号）附則第二項の規定により道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第五号に規定する整備主任者とみなされている者」とすることができる。

第六条 施行日において現に交付されている旧施行規則第二十二号様式による証票は、新施行規則第二十二号様式による証票とみなす。

第七条 施行日において現に販売されている自動車の型式に固有の技術上の情報（自動車製作者等が自ら製作、販売、授与又は貸与する作業機械に関するものに限る。）であつてその提供に相当の期間を要するものについては、令和二年十二月三十一日までは、第二条の規定による改正後の自動車点検基準第七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）において現に道路運送車両法（次条において「法」という。）第九十四条第一項の規定による優良自動車整備事業者の認定を受けている者及び当該認定の申請をしている者に係る優良自動車整備事業者認定規則第五条及び第六条の基準については、第三条の規定による改正後の優良自動車整備事業者認定規則（次項及び次条において「新認定規則」という。）第五条及び第六条の規定にかかわらず、第二号施行日以後初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる者に係る優良自動車整備事業者認定規則第二号様式による標識については、新認定規則第二号様式にかかわらず、なお従前の例による。

第九条 第二号施行日において現に法第九十四条の二第一項の規定による指定自動車整備事業の指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者に係る同項において準用する優良自動車整備事業者認定規則第五条及び第六条の基準については、新認定規則第五条及び第六条の規定にかかわらず、第二号施行日以後初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。

第十条 第二号施行日において現に総合特別区域法第二十二条の二第十項の規定による指定点検整備事業の指定を受けている者及び当該指定を申請している者に係る総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第六条に規定する指定点検整備事業に係る基準については、第八条の規定による改正後の総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第六条の規定にかかわらず、第二号施行日以後初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。